

千葉市保育所等における事故防止推進事業補助金（子ども見守リタグ）概要

項目1 事業目的

園外活動時における園児の見落とし等による重大事故の発生が全国的に問題となっていることを踏まえ、ICT 機器を利用して、職員の非管理下で児童が園外に出てしまう事故の発生を防ぐ。

項目2 補助対象施設

認可保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型を除く認可外保育施設

項目3 補助対象経費・補助基準額

①補助金額

1施設20万円または物品の購入・リース料等のかかった費用のうち、どちらか低い方の3/4（1/4は園負担になります）

※リース料は、令和7年度分のみが補助対象です。

例1）25万円の物品を購入した場合：補助額15万円

例2）12万円の物品を購入した場合：補助額9万円

②対象物品

GPSやBLE（Bluetooth）により、子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器

項目4 保管が必要な書類

補助金申請のために、市から送付する交付申請書・実績報告書等の書類の他に、下記書類の写しを求めます。これらの書類がない場合は、補助金申請ができなくなる恐れがありますので、ご注意ください。

- ・備品の機能を確認できる資料（カタログなど）
- ・備品購入等の際の見積書
- ・領収書
- ・納品書
- ・導入されていることがわかる資料等（現場の写真など）

※見積書・領収書等の発行日は、すべて当該年度内である必要があります。

項目5 注意点

- ・令和7年度（R7.4.1以降）に購入をしてください。
令和6年度中に購入した場合は対象外になります。
- ・購入から物品の導入まで年度内に完結いただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・本補助金が利用できるのは1施設あたり1回限りとなります。

